

# 自転車の飲酒運転を検挙！



1月7日午後10時40分ころ、中間市中尾三丁目付近において、ライトを付けずに進行する自転車を発見しました。

運転していた40代男性に対する職務質問を行ったところ、酒臭が認められ、飲酒検知の結果、呼気から基準値以上のアルコールを検知したため、飲酒運転（酒気帯び運転）の被疑者として検挙しました。



- ・「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」
- ・飲酒した次の日は、残り酒に気を付けましょう
- ・飲酒運転のおそれのある車や自転車を見かけたら、迷わず110番通報をしましょう

# 東中間

**注意**

## 不審者出没中！

**注意**



1月11日午後7時30分ころ、中間市朝霧二丁目所在の民家を訪れた男性は、「資産運用に関する話をします」等と言い、名刺を出すこともなく、家人の了承を得ずに家に入ろうとしました。男性は、年齢20～30歳位、身長180センチメートル位、がっちり型で、黒色ダウンジャケット、黒色ズボンを着ていました。

理由を付けて家に上がり込み、貴重品を盗んだり、個人情報聞き出そうとする事案が発生しているため、不用意に他人を家に入れないようにしましょう。



発行所  
折尾警察署  
TEL 093-691-0110  
東中間交番

折尾警察署  
ホームページ



東中間交番管内 1月中事件・事故発生状況 (令和8年1/1～1/20)		
車上ねらい	0 物件	26
自転車盗	0 人身	5
オートバイ盗	0	
自販機ねらい	0	
侵入盗	0	
その他盗難	1	
性犯罪等	0	

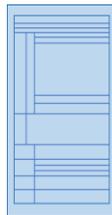


# 自転車の一定の交通違反に青切符が導入されます！

自転車での違反者に、青切符(交通反則告知書)による告知がなされ、反則金が科せられます。なお、酒気帯び運転等の悪質な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。



- 令和8年4月1日から
- 対象年齢は16歳以上
- 対象となる行為は113種類
- 反則金額は原付バイクと同等



詳しくは、警察庁交通局作成の「自転車ルールブック」をご参照ください。

ルールブック



例えば・



並進  
反則金 3,000円



二人乗り  
反則金 3,000円



傘さし運転  
反則金 5,000円



携帯電話使用等  
反則金 12,000円